

令和8年度～令和10年度
大阪はびきの医療センター
患者等給食業務委託事業者選定
(公募型プロポーザル方式)
企画提案

募 集 要 項

令和7年8月

地方独立行政法人大阪府立病院機構

大阪はびきの医療センター

【 目 次 】

I.	事業の概要.....	3
II.	参加手続.....	4
III.	事業者の選定等.....	10
IV.	スケジュール.....	11
V.	問い合わせ先.....	11
VI.	患者等給食業務委託事業者選定評価基準.....	12
VII.	業務仕様書.....	(別紙)

I. 事業の概要

1. 募集実施の趣旨

本業務は、南河内地域の医療ニーズに応える総合的な医療の拠点病院と、呼吸器・アレルギー・感染症等の専門病院としての機能を有する大阪はびきの医療センターにおいて、入院患者をはじめ、入院患者の家族、職員、および病児保育の対象となる児童に提供する給食の業務を円滑に実施することを目的としており、さらに、病院給食における患者満足度の向上、また、経営環境改善に向けての支出削減のため、様々な院内運用の見直しに対する適応能力を含め、以下の基本的観点から業者を選定する。

- (1) 価格
- (2) 実績・運営体制
- (3) 給食業務運用
- (4) 安全衛生管理・危機管理体制
- (5) 試食
- (6) 自由提案

2. 事業の概要

(1) 業務の名称

令和8年度から令和10年度までにおける地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター(以下「センター」という。)の患者等給食業務の委託契約

(2) 履行期間

令和8年4月1日から令和11年3月31日まで

(3) 履行場所

大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター

(4) 業務内容

本募集要項「Ⅶ. 業務仕様書」のとおりとする。

ただし、本業務仕様書は業務における最低限の水準を示したものであり、事業者から本要項で定める提案書類には、それを上回る企画提案を求める。

提案された企画については、仕様項目に追加されることを留意して提案すること。

II. 参加手続

1. 募集参加資格

本募集に参加を希望する者は、以下の要件を全て満たすことを条件とする。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 成年被後見人

イ 民法の一部を改正する法律(平成 11 年法律第 149 号)附則第 3 条第 3 項の規定により、なお従前の例によることとされる同法による改正前の民法(明治 29 年法律第 89 号)第 11 条に規定する準禁治産者。

ウ 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

エ 民法第 17 条第 1 項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

オ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者。

カ 破産手続開始の決定を受けて、復権を得ない者。

キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 32 条第 1 項に掲げる者。

ク 地方独立行政法人大阪府立病院機構契約事務取扱規程(以下「契約事務取扱規程」という。)第 1 条第 4 項各号のいずれかに該当すると認められる者(同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者、および同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。)、またはその者を代理人、支配人その他の使用人もしくは入札代理人として使用する者。

(2) 民事再生法(平成 11 年法律第 225 号)第 21 条第 1 項、または第 2 項の規定による再生手続開始の申立てをしている者、または申立てをなされている者(同法第 33 条第 1 項の再生手続開始の決定を受けた者を除く。)、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条第 1 項、または第 2 項の規定による更生手続開始の申立てをしている者、または申立てをなされている者(同法第 41 条第 1 項の更生手続開始の決定を受けた者を除く。)、金融機関から取引の停止を受けている者、その他の経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(3) 府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。

(4) 府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近 1 事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(5) 消費税、および地方消費税を完納していること。

(6) 医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 15 条の 3 に規定する業務を適正に行う能力のある者として、医療法施行規則(昭和 23 年厚生省令第 50 号)第 9 条の 10 に掲げる基準に適合していること。

(7) この募集開始の日から事業予定者選定の日までの期間において、次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 大阪府立病院機構入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受け、その措置期間中の者、または同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当すると認められる者（同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当し、その措置期間に相当する期間を経過したと認められる者を除く。）。
- イ 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則（令和2年大阪府規則第61号）第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者、または同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められる者。
- ウ 大阪府、または地方独立行政法人大阪府立病院機構との契約において、入札談合等（入札談合等関与行為の排除、および防止ならびに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律（平成14年法律第101号）第2条第4項に規定する入札談合等をいう。）の不正行為があったとして損害賠償請求を受けている者。ただし、参加資格確認申請書の提出日までに当該請求に係る損害賠償金を納付した者を除く。

(8) 令和7・8・9年度大阪府物品・委託役務関係競争入札参加資格者名簿中「病院給食（種目コード127）」に登録されている者であること。なお、その登録をされていない者で、本件募集に参加を希望する者は、次により資格審査を申請することができる。

- ア 資格審査に関する添付書類の提出場所、および問い合わせ先
〒540-0008 大阪市中央区大手前三丁目1-88分館6号館
(TEL(06)6944-6429)
大阪府総務部契約局総務委託物品課総務・資格審査グループ

イ 申請の方法

(ア) 大阪府電子契約システム

(<https://eawww.e-nyusatsu.pref.osaka.jp/portal/index> 以下「システム」という。)において、必要な事項を入力し、送信する。

(イ) 添付書類は、郵送し、または持参する。

ウ その他

令和7年9月12日（金）午後5時の時点で、本事業の参加者が大阪府入札参加者名簿登録者となっていることを条件とする。（センターにて確認する。）

詳細は、イ（ア）のシステムの説明による。

2. 募集要領の配布

本募集に関する資料については、以下のとおり配布する。

(1) 交付期間

令和7年8月15日（金）午前10時から同年9月12日（金）午後5時まで

(2) 交付方法

センターのホームページにおいて、ダウンロードにより交付する。

ホームページ URL <https://www.ra.opho.jp/news/news-24740/>

なお、ホームページによるダウンロードが困難な場合は、センター患者等給食業務委託事業者選定事務局にて交付する。この場合の交付期間は上記(1)と同様とする。ただし、日曜日、土曜日、および祝日を除く午前10時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。

(交付場所)

〒583-8588 大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター3階 事務局内

患者等給食業務委託事業者選定事務局

電話 072-957-2121(代表)(内線 5365)

3. 参加表明書類の提出

本募集に参加を希望する者は、参加資格の有無の審査を受けるため、Ⅱ 3. (4)に掲げる書類(以下「参加証明書類」という。)を3. (1)の提出期限までに提出し、確認を受けなければならない。なお、期限までに参加表明書類を提出しなかった者、および参加資格があると認められなかった者は、この募集に参加することができない。

(1) 提出期間

令和7年8月15日(金)から同年9月12日(金)午後5時まで(必着)

なお、持参提出の場合は、各日午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日、および祝日を除く午前10時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出方法

次のⅡ 3. (4)で定める参加表明書類を郵送(一般書留郵便もしくは簡易書留郵便)、または荷物配達状況の追跡可能な宅配便により提出すること。なお、やむをえない場合は持参による提出を認めるが、その場合は、Ⅱ 3. (1)の提出期間内に次の提出先に持参すること。

(3) 提出先

〒583-8588 大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター3階 事務局内

患者等給食業務委託事業者選定事務局

電話 072-957-2121(代表)(内線 5365)

(4) 提出書類

参加表明する者は、以下の資料を提出すること。

ア 参加表明書(様式1)	1部
イ 企業状況表(様式2)	1部
ウ 契約実績調書(様式3)(直近3事業年度以内(今年度を含む)に契約締結の事実があった医療機関で、病床数の多いものから上位3件を記載。)	1部
エ 会社概要(様式自由) (会社案内、パンフレット等があれば添付すること。)	1部
オ 現在事項全部証明書(3か月以内に発行されたもの。写し可。)	1部
カ 直近3事業年度分の損益計算書、賃借対照表、事業(決算)報告書	各1部

キ	直近1事業年度分の都道府県税事務所が発行する全税目の納税証明書と税務署が発行する消費税および地方消費税の納税証明	各1部
ク	契約実績調書(様式3)に記載された委託契約に係る契約書の写しもしくはそれに準ずるもの	各1部
ケ	返信用レターパックプラス(参加資格通知書郵送用) (返信先住所氏名を記載すること。)	1部

(5) 質問の受付、および回答について

募集要項に関する質問がある場合は、質問書(様式4-1-1)に必要事項を記入のうえ、電子メールにて令和7年8月26日(火)までに下記の電子メールアドレス宛に提出すること。

受付メールアドレス : kyuushoku@ra.opho.jp

なお、質問に対する回答は、令和7年8月29日(金)にホームページにて公表する。(予定)

ホームページ URL : <https://www.ra.opho.jp/news/news-24740/>

また、仕様書および提案書等に関する質問については、参加表明書等を提出し参加資格審査の結果、有効とされた者からのみ受け付ける。詳細は、参加資格通知にて通知する。

なお、いずれも回答書に対する質問は受け付けない。

4. 参加資格通知書ならびに提案書様式等の交付

(1) 参加資格通知書の交付

Ⅱ 3. (4)による参加表明書類を提出した者について、センターが資格審査等を行った後、参加要件を満たしているとみなした者に対し、参加資格通知書を返信用レターパックプラスにより郵送で通知する。

なお、参加要件を満たしていない者は失格として、その旨、および理由を、返信用レターパックにより郵送で通知する。

(2) 提案書様式等の交付

参加資格が認められた者に対して、提案提出書等、院内施設見学申込書ならびに書類閲覧申込書を交付する。

交付方法については、参加資格通知書に記載したアドレスからダウンロードすること。

(3) 院内施設見学申込書(様式11)

参加資格が認められた者に対して、院内施設の見学を認めるものとする。

見学にあたっては、センターが指定した時間、指定した人数までとし、詳細な条件は参加資格通知書に記載した方法による。

なお、見学にあたってはセンター職員が同伴することがあるが、その際は場所の案内以外の質問回答は行わないものとする。

院内施設見学申込は、令和7年8月29日(金)までに申込書を提出された者を有効とする。

院内施設見学申込書については、参加資格審査の結果、有効とされた者全員に付与するものとし、参加資格審査の結果、失格となった者は見学できない。

(4) 書類閲覧申込書(様式12)

参加資格が認められた者に対して、関連書類の閲覧を認めるものとする。

閲覧にあたっては、センターが指定した時間内で閲覧することができる。

書類閲覧申込は、令和7年8月29日(金)までに申込書を提出された者を有効とする。

書類閲覧申込書については、参加資格審査の結果、有効とされた者全員に付与するものとし、参加資格審査の結果、失格となった者は閲覧できない。

(5) 参加の辞退について

Ⅱ 4. (1)による参加資格通知書の交付後に参加を辞退する場合は、参加辞退届(様式5)を提出すること。

5. 提案書類の受付

センターから参加資格通知書を受領した参加者は、次のⅡ 5. (3)で定める提案書類を郵送(一般書留郵便もしくは簡易書留郵便)、または荷物配達状況の追跡可能な宅配便により提出すること。なお、やむをえない場合は持参による提出を認めるが、その場合は、Ⅱ 5. (1)の提出期間内にⅡ 3. (3)の提出先に持参すること。

(1) 提出期間

令和7年9月16日(火)から同年9月25日(木)午後5時まで(必着)

なお、持参提出の場合は、各日午後5時までとする。ただし、日曜日、土曜日、および祝日を除く午前10時から正午まで、および午後1時から午後5時までとする。

(2) 提出先

Ⅱ 3. (3)と同様とする。ただし、以下で定める提案書類を同時に提出すること。

(3) 提案書類

提案提出書(様式6)の他、以下の提案書類を期日までに提出すること。

ア 価格・企画提案書表紙	(様式7)
イ 価格提案書	(様式8)
ウ 価格明細書(管理費の積算根拠が分かるもの)	(様式自由)
エ 企画提案書	(様式9)
オ 従業員配置計画	(様式10)
カ その他提案資料	(様式自由)
キ 参考資料	(様式自由)

提案書類は、提案提出書(様式6)、ア 価格・企画提案書表紙(様式7)、イ 価格提案書(様式8)、ウ 価格明細書を除き、本文はA4 用紙 40 ページ以内、従業員配置計画はA3 で作成すること。

提案提出書(様式6)以外の提案書類には、参加事業者名、または参加事業者名が類推できるロゴ、文言等を一切記載しないこと。センター参加事業者、または参加事業者名が類推できるロゴ、文言等が確認された場合は、センター側で事前に削除することがあることに留意すること。なお、上記ア～キの提案書類には全て、参加資格通知書に記載された企画提案番号を記載すること。

イ 価格提案書(様式8)とウ 価格明細書(管理費)は、別途封筒に封入のうえ封緘すること。また、封筒の表に企画提案番号を記載すること。

(4) 提出部数

正本1部と各写し12部、およびPDF化した提案書類を書き込んだCD-R(またはDVD-R)1枚を同時に提出すること。

なお、書類の提出については、1参加者につき1提案とする。

(5) 提案書類等の返却

提案書類とそれ以外に参加者から提出された書類は、理由の如何を問わず返却しない。

資格審査において無資格とされた場合、および参加を辞退された場合も同様とする。

(6) 提案書類の不備

提案書類に不備があった場合には、審査の対象にならないことがある。

(7) 記載内容の変更等

提案書類は、これを書き換え、差し替え、または撤回することはできない。ただし、企画書内に参加事業者名、または参加事業者名が類推されるロゴ、文言等が含まれることが確認された場合、および不適切な個人情報に掲載されている場合(他医療機関の患者情報等の写真)については、センター事務局にて確認のうえ、該当部分のみ差し替えることを認めることがある。

(8) 著作権、および提案書類の取扱い

提案書類の著作権は参加者に帰属する。ただし、センターが必要と認める場合は、提案書類の全部、または一部を無償で利用できるものとする。

(9) 管理費(食材費以外)の予定価格の公表について

提案書類の期日後の令和7年9月26日(金)午前10時に、管理費(食材費以外))3年間の合計金額の予定価格の公表を行う。公表はセンターにて全参加者の立ち合いの下に行う。この時点で、提出された価格提案書の金額が予定価格を上回っている参加者については、失格を通知する。一方、価格提案書の金額が予定価格内に収まっている参加者は、令和7年10月6日(月)にプレゼンテーションを行うこととする。この時点において、予定価格内に収まっている参加者の価格提案書の価格は公表しない。

(10) プレゼンテーションの実施順について

上記(9)の予定価格の公表後に、予定価格内に収まっている参加者にて、プレゼンテーションの実施順を決定する。実施順は抽選(くじ引き)にて決定する。

6. 参加にあたっての留意事項

(1) 参加に係る費用

本件の参加に要する一切の費用は、参加者の負担とする。

(2) 企画提案の無効に関する事項

次のアからオのいずれかに該当していることが判明した場合、または公募事項を妨害する等、手続きの遂行に支障をきたす行為があったと認められる場合は、その者の企画提案は無効とする。

- ア 提案書類に著しい不備があった場合
- イ 提案書類に虚偽の記載があった場合
- ウ 指定する提出期間内に提案書類を提出しなかった場合
- エ 提案提出書(様式6)に記名押印がない場合
- オ その他、不正行為があった場合

III. 事業者の選定等

1. 提案内容審査方法

センターが組織する「患者等給食業務委託事業者選定委員会」(以下「選定委員会」という。)が、次の VI. 患者等給食業務委託事業者選定評価基準に照らして、参加者から提出された書類等を総合的に審査し、最優秀提案事業者と次点者を決定する。

なお、最優秀提案事業者に事故等があるときは、次点者を事業予定者として決定し、次点者にも事故がある等、特別の理由があるときは、参加者の中から事業予定者を決定することがある。

2. 選定委員会またはセンター事務局への説明、および追加資料の提出について

選定委員会は、審査の必要に応じて、参加者に対し選定委員会、またはセンター事務局への説明を求め、さらに追加資料の提出を求める場合がある。追加資料の提出と説明については、令和7年10月6日(月)のプレゼンテーションの際に行うこととする。

また、提案内容のうち専門的事項については、第三者である専門家の意見を聴取することがある。

3. 評価基準

総合計を100点とし、次の VI. 患者等給食業務委託事業者選定評価基準に則して評価を行うこととする。

4. 審査結果

選定委員会の審査結果については、参加者に書面で通知するとともに、審査結果の概要をセンターのホームページで公表する。

5. 契約の締結等

センターと事業予定者は、提案された内容を基に具体的な条件等について協議のうえ、契約を締結する。その際、提案書類やプレゼンテーションにて提案された内容については、VII. 業務仕様書に追加されることがあるので留意すること。

また、契約締結までに、入院患者の家族、職員、および病児保育の対象となる児童に提供する給食についての食品衛生法上の営業許可を予め受けなければならない。

なお、この契約の締結に関して必要な一切の費用は、事業予定者の負担とする。

IV. スケジュール

令和7年8月15日～ 同年9月12日	金 金	募集要項および仕様書の配布 (参加表明書様式等の配布を含む)
令和7年8月15日～ 同年9月12日	金 金	参加表明書類の受付
参加表明書類提出日以後～ 令和7年9月16日	火	参加資格通知書の回答 (提案書様式等の配布を含む)
参加表明書類提出日以後～ 令和7年8月26日	火	募集要項に関する質問受付
参加表明書類提出日以後～ 令和7年9月5日	金	仕様書および提案書等に関する質問受付
参加表明書類提出日以後～ 令和7年8月29日	金	院内施設見学・書類閲覧申込受付
令和7年8月29日(予定)	金	募集要項に関する質問回答
令和7年9月3日～ 同年9月4日	水 木	院内施設見学・書類閲覧実施
令和7年9月12日(予定)	金	仕様書、提案書等に関する質問回答
令和7年9月16日～ 同年9月25日	火 木	提案書類の受付
令和7年9月26日	金	予定価格の公表(全参加者立ち合い)
令和7年9月29日～ 同年10月3日	月 金	選定委員会またはセンター事務局への説明、および追加資料の提出の要請
令和7年10月6日	月	プレゼンテーション(選定委員会による選定)
令和7年10月8日～	水	参加者および事業予定者へ審査結果の通知
令和7年10月中	—	契約締結・業務引継・業務内容作成
令和8年4月1日～	水	業務開始

V. 問い合わせ先

1. 問い合わせ先

〒583-8588 大阪府羽曳野市はびきの三丁目7番1号

地方独立行政法人大阪府立病院機構 大阪はびきの医療センター3階 事務局内

患者等給食業務委託事業者選定事務局

電話 072-957-2121(代表)(内線 5365)

2. その他

参加内容に関する項目は、Ⅱ 3.(5)で定める質問書(様式4-1)以外では受け付けません。

ただし、書類の記載方法等の形式面で疑義がある場合は、別途対応することがある。

VI. 患者等給食業務委託事業者選定評価基準

【表 1 評価項目および配点】

審査分類	評価対象	評価項目 「▶」は、条件を満たしていれば、高評価となるポイント	配点
価 格	(1) 価格提案書 (様式8)の提案金額	①管理費(食材費以外)3年間の合計金額について	35
		②食材費(出産祝膳以外 1食あたり 朝・昼・夕の平均単価)について	
実績・ 運営体制	(1) 業務運営体制の 充実	①災害時や緊急時等の患者給食提供方法、および代行保証体制を有し、基本的且つ十分な体制を整えているか。 ▶ 代行保証人等、複数の支援体制を有している ②病院給食サービスの受託実績や運営能力は十分か。 ▶ 当センター同等クラスの医療機関における受託実績がある(同一医療機関にて3年以上)	10
給食業務 運用	(1) 病院食に関する 実施計画	①患者給食にふさわしい、おいしい米を調達できるか。 ▶ 昨年度産[新米収穫時期以降は当年度産]の国産米を使用 ②献立作成および調理の工夫、喫食率を高める工夫について、提案力や実現する能力、技術力はあるか。 ▶ 喫食率向上のための効果的な提案があり、且つ献立作成および調理の工夫に対して適切で実現可能なPDCAサイクルが確立されている ③コストを抑えながら、質の高い食材を仕入れる工夫がなされているか。 ▶ 食材費高騰時もコストを抑えながら質の高い食材を仕入れるために、効果的で実現性の高い工夫がなされている	6
	(2) 患者満足度の 向上	①果物の提供は充実しているか。 ▶ 頻度によって評価 ②朝食に提供できる主食献立として、パン食献立と米飯献立を提供できるか。 ▶ 米飯、おにぎり、軟飯、全粥、五分粥、三分粥、パンを提供 ③朝食の献立構成は充実しているか。 ▶ 主食、主菜、副菜、みそ汁(スープ)、飲み物、ふりかけ(ジャム)、果物を提供 ④選択メニューの実施回数や対象食種は充実しているか。 ▶ 週3日(対象:常食および小児食) ⑤行事食における季節感の演出や嗜好への対応、および地産地消食材を採用しているか。 ▶ 行事食:月1回以上、地産地消食材:年4回以上 ⑥食欲不振や低栄養による個別対応食への対応がなされているか。 個別対応食提供に関する考え方が適切であり、提案力や実現する能力、技術力はあるか。 ▶ 患者が選択できる食種が2食種以上ある ⑦ハーフ食への対応がなされているか。 ▶ 他食種で提供している献立やゼリー類を提供できる ⑧患者の嗜好に合わせて朝食の飲料が選択できるか。 ▶ 牛乳、乳製品(2種以上)、果汁飲料(2種以上)、栄養補助食品等から選択できる	18

	(3)食物アレルギーに対する安全性の担保	①食物アレルギー食に使用する食材調達、献立作成、調理における安全性担保のための工夫がなされているか。 ▶ 給食管理システムを用いて、献立作成時にアレルギー含有食材をチェックできる ▶ 専用の調理器具(調理室)、専任の調理師による調理ができる ▶ 盛付け、配膳直前までのカバー保護や密封等の工夫がなされている ▶ コンタミを回避するための工夫が施されている ▶ 誤配膳防止のチェック体制(W チェック体制)を敷いている ②食物アレルギーに対する教育研修制度が充実しているか。 ▶ 小テスト・アンケート等により定期的な習熟度が確認でき、且つ職員全員への継続的な研修、マニュアルの整備も高いレベルにある	6
	安全衛生管理・危機管理体制	①インシデント対策、異物混入等の防止対策がなされているか。 ▶ 異物混入、食事内容ミス、誤配膳が発生した際の対応方法が適切で、再発防止のためのマニュアルが整備されている ②クレーム等の問題発生時の対応策や現場の業務運用ルール(指示、命令、報告ルート)が確立されているか。 ▶ 問題発生時の適切な対応策があらゆる分野において整備されている ③衛生管理体制と安全対策の方針、および考え方が適切に施行されているか。 ▶ HACCP の概念に基づく衛生管理体制と安全対策の方針、および考え方が適切で、すでに他施設で施行されている ④職員の感染症対策が適切に実践できており、安全且つ確実な衛生管理に取り組んでいる。 ▶ 職員の感染症対策や健康管理体制の考え方が適切で、すでに他施設等で実践されている	10
	試食	当センターで提供予定の献立について、下記項目を評価する。(各1食) ○嚥下食(嚥下困難食学会分類 2-1、3、4) ○常食 1800Kcal ・献立のバラエティ、見栄え(彩り)、食べやすさ、常食らしい食感や歯ごたえがある。 ○高齢者向けの食べやすい形態の食事 1800kcal ・高齢者の咀嚼力に配慮し、調理や加工を工夫し食べやすく盛り付けられている。 ○出産祝膳 ・祝膳にふさわしい内容。 ※ 昼食の試食(出産祝膳のみ夕食)※ 朝食および夕食は写真を提示 【全体的な評価項目】 ①味に対する評価 ②栄養バランスに対する評価 ③盛付け(見栄えや食べやすさ)に対する評価	5
	自由提案	* 上記以外で、特筆すべきアピールポイントがあれば加算する。	10
合 計			100

1 全体評価点について

価格評価点(35点満点)と加点審査評価点(65点満点)を合計し、全体評価点(100点満点)とする。

2 価格評価点の算出方法(35点満点)

価格評価点は、合計点の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

①管理費(食材費以外)3年間の合計金額について

最も安価な提案価格を1位(25点)とし、その価格を当該事業者の提案価格で除したものを係数とし、配点割合(25点)に係数を掛けて算出した数字を配点する。

(例) 最も安価な提案価格が100万円、当該事業者の提案価格が200万円の場合

$$25 \text{ 点} \times (100 \text{ 万円} / 200 \text{ 万円}) = 25 \text{ 点} \times 0.5 (\text{係数}) = 12.5 \text{ 点}$$

※ 食数は、一食あたり、220～260食とする。

※ 予定価格を上回った場合は、失格とする。

②食材費(出産祝膳以外 1食あたり 朝・昼・夕の平均単価)について

出産祝膳以外(一般食、特別食、家族食、職員食、検食等)は、全て同一金額とすること。

最も安価な提案価格を1位(10点)とし、その価格を当該事業者の提案価格で除したものを係数とし、配点割合(10点)に係数を掛けて算出した数字を配点する。

(例) 最も安価な提案価格が300円、当該事業者の提案価格が400円の場合

$$10 \text{ 点} \times (300 \text{ 円} / 400 \text{ 円}) = 10 \text{ 点} \times 0.75 (\text{係数}) = 7.5 \text{ 点}$$

3 加点審査評価点の算出方法(65点満点)

加点審査評価点は、合計点の小数点第3位を四捨五入し、小数点第2位までを求める。

得点化に際しては【表2 各評価項目の得点化基準】により提案内容を3段階で評価し、得点を付与する。評価の際は、審査着目点別に得点を求め、その合計点で算出する。

【表2 各評価項目の得点化基準】

評 価	評価基準	得点化の方法
A	より有益な提案	配点×1.0
B	標準	配点×0.5
C	標準に達していない	配点×0.0

4 最優秀提案者の選定

最優秀提案者は以下のとおり決定する。

(1) 最優秀提案者および次点提案者の決定

選定委員会による審査の結果、全体評価点で最高得点を得た者を最優秀提案者、それに次ぐ者について次点提案者として選定する。

なお、全体評価点で最高得点となる提案者が複数ある場合は、【表1 評価項目および配点】の各評価対象で優れた項目数が最も多い業者を最優秀提案者とする。

さらに、各評価対象で優れた項目数が同数となる場合は、提案価格がより安価な業者を最優秀提案者として選定する。

上記項目を考慮してもなお最高得点となる提案者が複数ある場合は、選定委員会による多数決で選定する。

(2) 参加者が1者の場合の取扱

参加者が1者であった場合も参加資格審査および提案内容審査を実施し、本事業を実施する。事業候補者として適切と判断された場合において、当該提案を最優秀提案者と選定する。価格評価点は35点とする。また、全体評価点が67.5点未満の提案は不採用とする。

VII. 業務仕様書

1. 標準業務仕様書

別紙「業務仕様書」による。

2. 最優秀提案者決定後の仕様

企画提案された内容を加え、最終の業務仕様書を決定する。

以 上